

草津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年9月29日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 中島 美 徳

〔定期監査〕

令和4年12月26日告示分および令和5年3月28日告示分

監査対象：生涯学習課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>・草津市準公金取扱要領第4条第4項において、「準公金管理者は、管理する準公金について、適正に会計処理されているかを月1回以上確認しなければならない。」とされており、確認時には、通帳残高と実際の残高が一致するようにしっかり確認されたい。また、資金前渡の必要がある場合は、適正な手続きをされ、確実に管理されたい。</p>	<p>・準公金を使用するために通帳から現金を引き出す場合には、資金前渡調書を作成のうえ所属長まで確認を行い、必要物品購入後、余剰金額を通帳に戻し入れる際にも戻入調書を作成し、所属長まで確認を行う形に事務改善しました。</p> <p>通帳残高と調書上の残高が確実に一致し、適正な会計処理が行われているか、月1回の確認を行っています。</p>

監査対象：学校給食センター

意見・指摘事項	措置状況等
<p>・生ごみ処理機から生じる堆肥の売却代金について、点検（購入）業者が年度末に一括で納付されるほうが事務的にも、経済的にも合理性があるのであれば、契約条項を改める必要がある。さらに、第二学校給食センターの同様の業務では手数料と相殺しており、両センターで連携して最適な処理方法を検討のうえ改善されたい。</p> <p>・学校給食賄材料費にかかる収入調定事</p>	<p>・契約条項を改め、第二学校給食センターと同様に手数料と相殺するようにしました。</p> <p>・学校給食賄材料費にかかる収入調定事</p>

務は、滞りなく適切な時期に行われた  
い。なお、欠食などで減額が生じたとき  
は、調定更正を行うなど適切に収入調定  
事務を行われたい。

務については、令和4年度までは毎月処  
理していましたが、令和5年度以降、年  
度当初に一括して年間分の処理を行う  
ように改善しました。